

第 18 回山形地方裁判所委員会議事概要

- 1 開催日時 平成 24 年 2 月 27 日（月）午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで
- 2 開催場所 山形地方裁判所第 1 会議室
- 3 出席委員 五十嵐清人，岩城慎二，尾形美好，押野浩，コーエンズ久美子，齋藤岳彦，外塚功，永澤孝，中島泰徳，長沼良治，正木徹，松岡由美子，水野邦夫，山本一視
- 4 列席職員等 矢数昌雄刑事部総括判事，渡邊充事務局長，清野武刑事首席書記官，富田真生事務局次長，赤間哲也刑事訟廷管理官，鈴木正俊総務課長，那須知子総務課課長補佐，齋藤美和庶務係長

5 議事要旨

（ 1 ）山形地方裁判所委員会委員長挨拶

（ 2 ）議題「山形地方裁判所における裁判員裁判」

ア 裁判員裁判の際に使用する，裁判員候補者待合室，質問手続室，301 号法廷及び評議室の見学を赤間刑事訟廷管理官の説明の下に行った。

イ 清野刑事首席書記官が裁判員裁判の概況について，矢数刑事部総括判事が裁判員裁判の実情等についてそれぞれ説明し，その説明を踏まえて，委員による意見交換を行った。

< 主な意見 >

- ・ 統計を見ると，裁判員制度の広報は成功していると考ええる。
- ・ 裁判員は審理に入る前にレクチャーを受けた上で裁判に臨んでいるようであるが，途中で疑問が生じた場合には，その都度聞いてみたくなると思う。そのための休憩などは取っているのか。
- ・ 裁判員の方に対しては，審理の途中に 15 分程度の休憩を入れているので，その休憩中でもいいし，昼休みでもいいし，いつでも質問を受ける旨説明しており，随時質問をされる方が結構いらっしゃる。その都度疑問を解消して

もらっている。

- ・ 初めて施設を見学したが、素晴らしい設備である。裁判員の理解を得るために、また、裁判所自体の説明責任を果たすためにこれだけの設備投資をされていることに感銘を受けた。その結果か、アンケートでも、裁判所の対応に対する評判が一番良いようである。
- ・ 市民にとって理解しやすくなり、裁判員経験者の評判も良い。では、このような評判は裁判員にならないと得られないのか。警察等では一日署長をやったり、弁護士だと無料相談をやったり、行政では、市民の視点でこんなことをやっていますよと一生懸命盛んにピーアールしているが、裁判所が市民に理解され、あるいは身近な裁判所になっていくのに、更なる努力を行うべきである。
- ・ アンケート調査の結果が公表されているが、これは誰に対して公表しているのか疑問に思った。裁判員になった方に対して、心配いりませんよ、できますよという説明にはなると思うが、候補者にもなっていない一般の市民が裁判所をもっと身近に感じ、その参加意欲が高まるようにするためには、誰に向かって公表することが大事なのか考える必要があるのではないか。
- ・ 長い時間裁判所に来ていただくこと、仕事を持つ方には休暇を取って来ていただくことについては、非常に難しい問題がある。法曹三者もコンパクトに、かつ、充実した審理を目指して努力していることは間違いない。迅速性については、事件の性質にもよる。被告人が事実を認めており、争点が量刑に絞られる事件では裁判の日数は短くなるが、被告人の犯人性が争われている事件については、被告人が犯人かどうかを慎重に認定するところから始めなければならないので時間はかかることになる。そういう場合でも、できる限り迅速に進められるように、法曹三者で事前に集まって争点を明確にして絞り込み、証人の数等を決め、できる限り負担のないようにと考えて行っている。

- ・ 山形における裁判員裁判の中で一番期間がかかったのは、7日間の事件である。審理に4日間、評議に丸2日間、判決作成に1日ということで7日間かかった。その事件は、責任能力（その行為が犯罪かどうかを判断する能力）が被告人には無かったということが争われた事件で、医師の証人尋問を行うなど審理に時間をかけなければならないものであった。
- ・ 裁判員が関与しても3日、4日というように、非常に短くなったことは非常にいいことだと思う。ただ、弁護士から見ると、もし3日間で終わったその後になって被告人に言いたいことが出てきたということでは取り返しがつかないので、事前準備をしっかりとしないと心配である。昔は、1年くらいかけてゆっくりやって、途中でアリバイがあるのではとアリバイを探して、その結果無罪になったという事件もないわけではなかった。現在は、そんなことはできないので、公判前整理手続をしっかりとやる必要がある。私は、公判前整理手続には時間を下さいといつも言っている。7日間かかった事件では、1年近く公判前整理手続を行っている。裁判員が参加するのは3日間とか1週間程度であるが、それまでに公判前整理手続で時間がかかっている。全国的には2年くらいかかっている事件もあるようである。現在は、そこをもう少し短くできないかという議論がされている。それについては、検察官の証拠の開示の問題と責任能力が争われた場合にそれを持ち出すかどうかを判断する時間をどれくらい短縮できるかという2つの問題点があると思う。公判前整理手続の期間が短縮されれば、裁判はより迅速化する。
- ・ 裁判員が参加する従事日数は短いですが、そこに至るまでに検察官と弁護士が争点に関してかなり議論をする。その中で3日間で終わる事件だと見極められるところまで公判前整理手続で詰めていくわけである。実際には、裁判員が参加する第1回公判から判決までの期間はものすごく短くなっているが、起訴から判決までの期間としては、長期化している部分がないとは言えない。制度上の問題なのでなんとも言えないが、事実関係に争いのない事件につい

では、裁判員裁判ではない事件であれば、起訴後一箇月程度で第1回公判があり、そこで結審され、起訴後40日くらいで判決が出るところ、裁判員裁判の場合は、制度上候補者の呼出しを期日の6週間前にしなければならないとなっているため、短くしようとしてもここで必ずプラスアルファが出てしまう。検察官としては、なるべくその6週間を見越した上で、公判前整理手続が少し延びたとしてもこの6週間とオーバーラップさせてなるべく迅速化したいと考えている。もちろん拙速にすると後に公判で紛糾してしまうので、そこを見極めながら事案ごとに対処していくことになる。

- ・ 証拠開示についてであるが、捜査機関である警察及び検察庁が収集した証拠については、現在は、基本的にはなるべく早く弁護人に見ていただいて、問題点があれば、その問題点についてほかにどんな証拠があるのかと言われれば、どんどんその証拠を見せて、それを見た弁護人の方で、この事件の争点はここだと早期に絞ってもらえるように、迅速化に向けて一生懸命努力しているところである。
- ・ 広報の点について、裁判所としてもかなり努力をしているつもりだが、まだまだ不十分なところがあると思っている。山形ではまだ実施していないが、全国的には、裁判員を経験した方に裁判所に集まっていただいて感想等を話していただく会を開いているところがたくさんある。何らかの形で裁判員裁判の中身を一般の国民の方々に知っていただく努力が必要であると考えている。
- ・ 平成22年度の意識調査で、義務であっても参加したくないという方が若干増えている一方で、アンケート調査では、やって良かったというように概ね好評のようである。このような傾向は、特定の年齢層に見られるのかといった分析がなされているか。もし、若年層でそのように考えている方が多いのだとすれば、広報に関しても学校教育の中などで行っていくことが考えられる。

- ・ その点の分析はなされていないが、アンケートでは、ほとんどの方から、最初は参加したくなかったが、参加してみると参加して良かったという感想が出てきている。
- ・ 私の職場のスタッフには中国、韓国、フィリピン等から帰化した方が大分いる。その方々に聞いてみたら、「責任が重大である。」、「日本の法律制度のことがよく分からないのに携わっていいのか。」、「日本人社会の中でナイーブになっている方がたくさんいて、参加した人の中には深刻な影響を受ける方もいると考えられるが、心のケアはどうなるのか。」、「被告人と顔を合わせるので後で心理的な圧迫になる。」、「有罪になった場合に、そこでの発言により個人的な圧迫を受けたり不安を抱えてしまうのでは。」というような話が出てきた。本日の説明で、法律用語も分かりやすく説明されていると聞いたが、帰化した方だと理解するのが難しいのではないかと思う。日本人とは異なる複雑な思いがあるようである。絶対選ばれたくないと話していた方もいて、絶対選ばれたくない人が選ばれてしまったらどうなるのかという心配の声もあった。
- ・ これまでの選任手続の中で、日本以外で生活してきたからというような理由で辞退を希望された方はいない。
- ・ 経験した方の心のケアについては、最高裁判所でも十分に配慮しなければならないと考えており、コールセンターを設置して、経験した方に対してその電話番号等をお知らせしている。精神的に負担が残っているというようなことがあればそこに相談していただくという態勢を作っている。
- ・ 選任手続にはたくさんの方を呼んでいて、庄内の方だと1日ばかりだったり、前の日に泊まらなければならない方もいる。それなのに、大多数の方は、2時間程度の説明でお帰りくださいということになる。こういうことが積み重なっていくと、行っても仕様がいないのではという人が増えてくるのではないか。

- ・ 選ばれなかった方に対しても旅費と若干だが日当とをお支払いしている。また、選ばれない大多数の方については、その数なるべく少なくなるように、これまでの出頭人数などを分析して選定人数を最小限になるようにはしているが、選ばれずにお帰りいただく方が出るのは、制度上やむを得ないところである。せっかくお越しいただいているので、選任手続中の空いた時間には法廷を御覧いただくなど、少しでも有意義に過ごしていただくよう工夫している。
- ・ お越しいただく人数については、自白事件では、選任される7人と理由なし不選任の人数を考えると最低17人は必要である。裁判所としては、当日の辞退の申出を考慮して20人台半ばから後半くらいに押さえるよう運用している。結果として20人くらいの方が選ばれずにお帰りいただくことになってしまっている。
- ・ 選任されなかった方についてもアンケートをとっている。選ばれずに残念だったという方もいらっしゃるが、大半の方は選ばれなくて良かったという感想を持っている。
- ・ 7日間の裁判員裁判のときは、候補者の方は7日間の休みを取って選任手続に参加しているので、やりたかったというアンケートの回答が多かったようである。

(3) 次回の予定

次回のテーマも、裁判員裁判に関するものとする。

(4) 次回予定期日

平成24年9月7日(金)午後1時30分から